

平成27年11月18日(水)
第2回 安城市市民参加推進評価会議 資料

議題(1)

市民参加条例について



市民参加ってなあに？

安城市



計画・実施・評価に加わる

市民



市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動すること。

市民が主役の自治の実現

平成23年4月 「安城市市民参加条例」施行

市民参加条例で定めていることは？

市民参加の対象

- ① 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ② 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ③ 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ④ 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

除外事項

- ① 軽易なもの
- ② 緊急なもの
- ③ 法令等の基準があるもの
- ④ 市内部の事務処理
- ⑤ 市税の賦課徴収に関するもの

たとえば・・・

- 災害や不慮の事態が起きて緊急性・迅速性が求められる場合
- 戸籍など法令等によって一定の基準が定められている場合

市民参加の方法

1 審議会

- 委員の公募
- 委員名簿の公表
- 会議の公開
- 会議録の公表等

審議会の情報は、安城市のホームページで随時お知らせします。

審議会は、傍聴することができます。
(非公開の審議会を除く)

2 パブリックコメント

パブリックコメントとは・・・？

市が公表した施策等の案に対し、市民から意見を求めて、その意見の概要及び市の対応を公表する制度です。

- 目的、意見の提出方法等の公表
- 意見提出期間は 30 日以上

3 市民説明会

4 ワークショップ

5 その他

参加者同士が問題解決のために議論や共同作業を行い、施策に対し理解を深めたり、意見を述べる研究集会

アンケートなど

意見の集約

意見の取り扱い

- 総合的・多面的に検討します
- 検討結果の公表します

実施状況及び実施予定の公表

毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定をとりまとめてホームページで公表します。

広聴

- 市民の意向の把握に努めます
(手紙、電子メール、直接的な対話等)

見直し

- 社会情勢及び市民参加の状況に応じて条例を見直します

審議事項

条例の運営に関すること

条例の見直しに関すること

市民参加の実施状況の
評価に関すること

その他市民参加の推進評
価に関すること

市民参加推進評価会議

10人

市民公募、学識経験者等で構成

市民参加条例制定前後での市民参加の変化・向上

(1) 無作為抽出で市民の方を選出する方法を導入
※アンケート以外 (平成23年度から)

- ✓ 安城市版事業仕分けの市民判定人
2,000人に郵送 → 122人(6.1%)
- ✓ 第8次安城市総合計画策定のための市民討議
3,000人に郵送 → 28人(0.9%)
- ✓ 市民参加パートナーバンク登録者
3,000人に郵送 → 120人(4%)

など

(2) 市長とのティーミーティング（平成23年度から）

お茶を飲みながら、和やかな雰囲気、市長と語り合う会

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
6団体	6団体	8団体	7団体

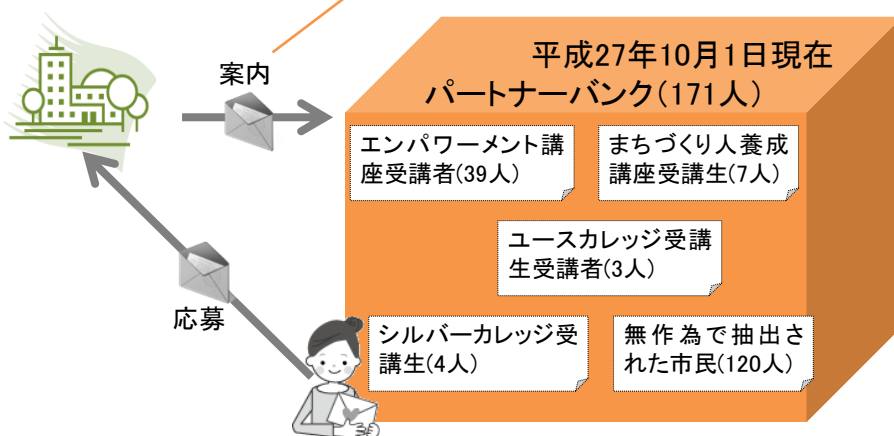
(3) eモニター制度（平成24年度から）

インターネットと電子メールを利用した登録制のアンケート調査

登録人数: 1,319人

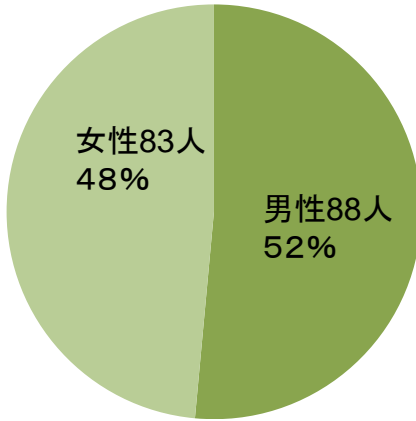
(4) 市民参加パートナーバンクの設立 （平成27年度から）

審議会等への市民公募委員募集の案内
計画策定等のために実施するワークショップ等への参加者募集の案内

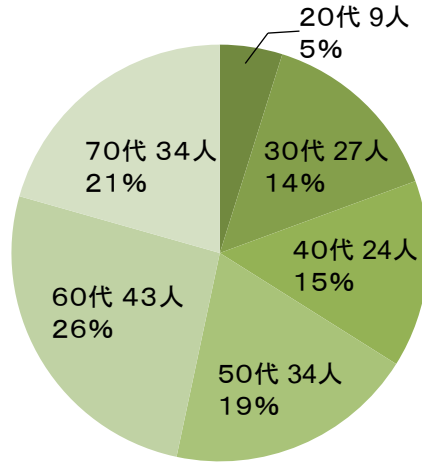


市民参加パートナーバンクの男女比及び年齢構成について

【男女比】



【年齢構成】



市民参加パートナーバンクの活用実績

対象事項	送付対象者	応募者数
市民参加推進評価会議委員募集	全員（165人）	13人
安城市公開行政レビューの市民評価委員募集	行政評価委員・事業仕分けに参加した市民判定人を除く161人	38人
文化事業審査委員の募集	生涯学習・文化の分野を選択した84人	8人
安城市環境基本計画改定市民ワークショップの参加者募集	全員（165人）	10人
まちづくり人養成講座受講生募集	全員（165人）	19人

(5) 審議会等における市民公募登用率の推移

